長生村議会議員

石井としお通信

ホームページは「石井としお」で検索

2023 年 6 月号外 31
石井としお後援会発行
部内討議資料
長生村七井土 1387-2
電話 090-3094-0321

東間議長・議員辞職勧告可決

―5 月 30 日、本会議で全議員が賛成―

長生村議会は 5 月 30 日、東間議長が 4 月 7 日に公用車内で役場職員に暴力行為を行ったことに対して、議員辞職勧告決議を全会一致で可決しました。関心を寄せる多くの傍聴者が見守る中での可決でした。議会が最初に行った対応策です。今後も原因究明と再発防止策を検討することになります。

発議・辞職勧告決議の全文

我々、長生村議会議員は、村民から負託を受けた者として、一人ひとりがその職責を自覚し、法令、条例を遵守し、高い倫理観と見識もって、村政の発展と村民福祉の向上に努めなければならない。また、議員は、議会の品位を重んじなければならないとされている。しかしながら、東間永次議員は 4 月 7 日の深夜、車内で村役場女性職員に対しケガを負わせた傷害の疑いで逮捕された。現職議員の逮捕は、長生村議会始まって以来の不祥事であり、女性への暴行は許されるものではない。この事実はテレビや新聞などで報道され、村民をはじめ多くの方から非難と厳正な対処を求める声が寄せられています。東間永次議員は逮捕後、刑の確定はなされていないが、公人である議員自らが事件をおこすことは言語道断で、長生村議会の名誉と権威を著しく失墜させ、村民の政治不信を招くと同時に、村民の信頼を大きく裏切る行為である。議員職にとどまることは、村民感情からして許されるものではない。よって、東間永次議員に対して、事態の重大さを真摯に受け止め、直ちに、その職を辞することを勧告する。　以上決議する。

議会は 4 項目を確認（概略）

1　被害者職員の人権を守りながら、同様の事件を起こさないための、条例等（セクハラ・パワハラ・政治倫理）の整備を進める。
2　公用車の使用基準などについて執行部と議会で協議しながら明確にする。会食の在り方についても検討する。
3　議会、議員は行政のチェック機能を果たす機関である。住民の信頼を取り戻せる議会にしていく。
4　今後、東間議員の議員辞職勧告決議をあげる。（5 月 24 日に全議員で確認）

※議会が 6 日 7 日に開かれます。　裏面は 7 日（水）13 時予定の石井議員の一般質問・事前通告です。傍聴お願いします。